

# 上田市地域防災計画の一部修正（案）について（概要）

## 1 計画修正の趣旨

災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）や国の防災基本計画の修正（平成26年1月）、本年度の長野県地域防災計画の修正案の内容等を踏まえ、上田市地域防災計画の一部修正を行うものです。

主な修正点は以下のとおりです。

なお、本計画の修正内容については、本年度の長野県地域防災計画の修正に合わせて改めて整合を図るものとしします。

## 2 主な修正点

### 災害対策基本法の一部改正に伴うもの

- (1) 「災害時要援護者」にかかる用語の整理
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成
- (3) 指定緊急避難場所の指定
- (4) 指定避難所の指定
- (5) 地区防災計画の提案
- (6) 屋内での待機等の安全確保措置の指示
- (7) 安否情報の提供
- (8) 罹災証明書の交付
- (9) 被災者台帳の作成

### 気象業務法の一部改正に伴うもの

- (1) 特別警報発表時の対応
- (2) 特別警報発表時の職員の活動体制

### 水防法の一部改正に伴うもの

- (1) 河川管理者が水防管理団体に行う水防への協力
- (2) 洪水時の避難確保及び浸水防止の取組

### 3 修正内容

#### 災害対策基本法の一部改正に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	現行頁数
1	全編	「災害時要援護者」にかかる用語の整理	字句修正	<p>「災害時要援護者」の用語を、法改正により新たに定義された「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に沿って整理し記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮する者</li> <li>・避難行動要支援者           <ul style="list-style-type: none"> <li>： 「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者</li> </ul> </li> </ul>	-
2	風水害対策編 第2章・第8節  以下同様に修正 震災対策編 第2章・第7節 火山対策編 第2章・第8節	避難行動要支援者名簿の作成	追加	<p>法改正により義務化された「避難行動要支援者名簿」の作成及び名簿情報の提供等に関して記載する。</p> <p>国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）」を踏まえ、地域防災計画に定めるべき必須事項（名簿対象者の範囲や名簿の提供先等）を明記する。</p>	P 35
3	風水害対策編 第2章・第11節  以下同様に修正 震災対策編 第2章・第10節 火山対策編 第2章・第11節	指定緊急避難場所の指定	追加	<p>「避難場所」と「避難所」の区別の明確化に伴い設けられた「指定緊急避難場所」に関して記載する。</p> <p>国の定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、土石流など異常な現象の種類ごとに「指定緊急避難場所」として指定する。</p>	P 43 ～ P 48

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	現行頁数
4	風水害対策編 第2章・第11節  以下同様に修正 震災対策編 第2章・第10節 火山対策編 第2章・第11節	指定避難所の指定	追加	「避難場所」と「避難所」の区別の明確化に伴い設けられた「指定避難所」に関して記載する。  想定される被害の状況、人口の状況等を勘案し、国の定める基準に適合する公共施設その他の施設を「指定避難所」として指定する。	P43 ~ P48
5	風水害対策編 第2章・(新設)	地区防災計画の提案	節追加 (第42節)	法改正により、新たに設けられた「地区防災計画」に関して記載する。  市の一定の地区内の居住者等により「地区防災計画」として地域防災計画に定めることを提案できるものとする。地域の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を促進する。	-
6	風水害対策編 第3章・第12節  以下同様に修正 震災対策編 第3章・第11節 火山対策編 第3章・第12節	屋内での待機等の安全確保措置の指示	追加	法定化された「屋内での待機等の安全確保措置の指示」に関して記載する。  従来の「避難のための立ち退き」に加え、自宅等の屋内に留まることや建物の上階への移動（垂直避難）などの屋内における避難行動を新たに位置づける。	P160
7	風水害対策編 第3章・第12節  以下同様に修正 震災対策編 第3章・第11節 火山対策編 第3章・第12節	安否情報の提供	追加	被災者の安否情報の提供等に関して記載する。  災害発生時における安否情報の照会について、法的な根拠を明確にすることで、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮したうえで回答を可能とする。	P171

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	現行頁数
8	風水害対策編 第4章・第5節	罹災証明書の交付	字句修正	法定化された「罹災証明書」の交付に関して記載する。 被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明を交付することを明記する。	P 233 ~ P 235
9	風水害対策編 第4章・第5節	被災者台帳の作成	追加	法定化された「被災者台帳」の作成に関して記載する。 被災者の援護の基礎とするため、被災者の情報を一元管理する台帳を作成する。	P 235

#### 気象業務法の一部改正に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	現行頁数
1	風水害対策編 第3章・第1節	特別警報発表時の対応	追加	特別警報発表時に市が実施する対策（住民等への周知の措置）に関して記載する。 特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合等において、直ちに住民、滞在者等への周知の措置を行うことを明記する。	P 94 P 96
2	風水害対策編 第3章・第3節	特別警報発表時の職員の活動体制	追加	職員の配備基準に特別警報発表時等の場合に関して記載する。 「緊急体制」の配備基準に「特別警報発表時及び長野地方気象台から特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合」を位置づける。	P 122

水防法の一部改正に伴うもの

	編・章・節	修正項目	修正方法	内 容	現行頁数
1	風水害対策編 第2章・第7節  以下同様に修正 震災対策編 第2章・第6節 火山対策編 第2章・第7節	河川管理者が水防管理団体を行う 水防への協力	追加	河川管理者が水防管理団体（市）に行う水防への協力内容に関して記載する。  河川管理者による「河川に関する情報提供」や「水防訓練への参加」等の水防管理団体への水防のための活動への協力内容を水防計画に位置づける。	P 34
2	風水害対策編 第2章・第7節  以下同様に修正 震災対策編 第2章・第6節 火山対策編 第2章・第7節	洪水時の避難確保及び浸水防止の 取組	追加	浸水想定区域内の地下街や要配慮者利用施設等における、洪水時の避難確保及び浸水防止の取組に関して記載する。  地域防災計画で定める浸水想定区域内の地下街や要配慮者利用施設等による「避難確保・浸水防止計画」の作成や自衛防災組織の設置等の取組を促進する。	P 34